

若年層に特化した笠岡市議会モニター設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、若年層に特化した笠岡市議会モニター（以下「市議会モニター」という。）を設置し、若年層の政治参加意識を喚起し、市議会に対する関心を高めるとともに、笠岡市議会（以下「市議会」という。）の運営等に関する意見等を広く聴取し、市議会の運営、活動等の強化、拡充及び活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「会議」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項及び笠岡市議会定例会に関する条例（昭和31年笠岡市条例第23号）に規定する笠岡市議会の定例会、笠岡市議会委員会条例（昭和33年笠岡市条例第10号）に規定する常任委員会及び特別委員会並びに笠岡市議会会議規則（昭和33年笠岡市規則第1号）第166条に規定する会議をいう。

（定員）

第3条 市議会モニターの定員は10人以内とする。

（資格）

第4条 市議会モニターは、次の各号に定める要件を全て満たす者とする。

- (1) 笠岡市内に在住し、在勤し、在学し、又は岡山県、広島県福山市、三原市、尾道市、府中市、竹原市、世羅町若しくは神石高原町の区域内に所在する大学に在学する満15歳以上かつ満30歳未満の者（ただし、満18歳未満の場合は法定代理人の同意を得た者）
- (2) 市議会の仕組み及び運営に関心があること。
- (3) 市政及び地域社会の発展に関心があること。
- (4) 国、地方公共団体及び一部事務組合の議会の議員でないこと。
- (5) 常勤の国家公務員及び地方公務員でないこと。
- (6) 笠岡市の行政委員会の委員でないこと。
- (7) 暴力団その他反社会的団体の関係者でないこと。

（職務）

第5条 市議会モニターは、次の各号に定める職務を行う。

- (1) 会議（非公開で行われるものを除く。）を傍聴（ケーブルテレビ及びインターネット視聴を含む。）し、当該会議の運営に関する意見の文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）による提出
- (2) 笠岡市議会広報紙（以下「市議会かさおか」という。）、市議会ホームページ等によ

る情報発信に関する意見の文書による提出

(3) 市議会の運営及び活動等に関する調査事項への回答

(4) 市議会議員との意見交換

(5) その他議長が必要と認めたこと。

(提出された意見等の処理)

第6条 議長は、市議会モニターから提出された意見等を広報公聴委員会に送付する。

2 広報公聴委員会は、市議会モニターからの意見等を必要に応じて検討し、その結果を議長に報告するものとする。この場合において、当該意見等が他の委員会の所管に属するものであるときは、当該委員会に送付し、検討を依頼することができる。

3 議長は、前項の規定により検討結果の報告を受けたときは、その結果を市議会モニターに報告するとともに、議長が別に定める方法により公表するものとする。

(募集方法)

第7条 市議会モニターは公募とする。ただし、議長は適当と認めた団体等に対し、適任者の推薦を依頼することができる。

(委嘱)

第8条 市議会モニターは、議長が委嘱する。

(任期)

第9条 市議会モニターの任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(解嘱)

第10条 市議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、議長は当該市議会モニターを解嘱することができる。

(1) 第4条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(2) 市議会モニターから辞任の申出があったとき。

(3) その他議長が市議会モニターとして不適当と認めたとき。

(報酬等)

第11条 市議会モニターへは、必要と認めた額の謝礼を支給するものとする。

(庶務)

第12条 市議会モニターに関する庶務は、議会事務局において処理する。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。